

# 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(平成7年3月30日)

(西宮市規則第63号)

沿革

平成9年2月24日 規則35号〔1〕

平成10年3月20日 規則46号〔2〕

平成10年7月15日 規則14号〔3〕

平成10年7月31日 規則19号〔4〕

平成12年3月31日 規則81号〔5〕

平成12年6月1日 規則7号〔6〕

平成12年12月27日 規則35号〔7〕

平成16年3月31日 規則91号〔8〕

平成17年3月31日 規則35号〔9〕

平成18年3月30日 規則52号〔10〕

平成19年6月14日 規則6号〔11〕

平成21年3月12日 規則53号〔12〕

平成29年7月13日 規則8号〔13〕

令和4年3月15日 規則56号〔14〕

(趣旨)〔5〕

**第1条** この規則は、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年西宮市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。〔5〕

(用語)〔5〕

**第2条** この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び条例の例による。〔5〕〔14〕

(ごみ減量等推進員)

**第3条** 条例第7条第3項に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一般廃棄物の処理計画)

**第4条** 条例第8条第3項に規定する実施計画の告示は、年度の当初に行うものとし、変更したときは、変更後速やかに行うものとする。

(市が処理する産業廃棄物)

**第5条** 条例第9条第5項に規定する産業廃棄物は、廃棄物処理施設を損なうおそれのないものとしてあらかじめ市長が承諾した次に掲げるものとする。

(1) 政令第2条第1号に規定する紙くず

(2) 政令第2条第2号に規定する木くず

(3) 政令第2条第3号に規定する繊維くず

- (4) 政令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物
- (5) 政令第2条第6号に規定する金属くず
- (6) 政令第2条第7号に規定するガラスくず及び陶磁器くず
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの  
(一般廃棄物の排出方法の例外) [14]

**第5条の2** 条例第10条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる事業系一般廃棄物を排出しようとする場合とする。

- (1) 不燃ごみ
- (2) 粗大ごみ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたもの  
[14]

2 条例第10条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる生活系一般廃棄物を排出しようとする場合とする。

- (1) 不燃ごみ
- (2) 粗大ごみ
- (3) 古紙
- (4) 衣類
- (5) ポリエチレンテレフタレート製の容器
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたもの  
[14]

(市に処分を依頼する一般廃棄物)

**第6条** 条例第10条第6項に規定する一般廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設に直接搬入する一時多量廃棄物
- (2) 市民又は事業者が公園、広場、キャンプ場、道路、河川、港湾その他の公共の場所をボランティア活動として清掃した後、排出した廃棄物
- (3) その他市長が特にその処分を必要と認めた一般廃棄物  
[5] [14]

(土地又は建物の占有者の協力義務) [14]

**第7条** 条例第11条第2項の規定により土地又は建物の占有者が協力すべき市の一般廃棄物の収集、運搬及び処分の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に基づく収集区分に従って分別して、各別に市長が指定する袋又は容器等に収納し、所定の日時に集積場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。
- (2) 前号の集積場所は、土地又は建物の占有者において清掃し、及び整頓するとともに、清潔の保持に努めなければならない。

[5] [14]

(特定事業者)

**第8条** 条例第12条第1項に規定する特定事業者の建築物は、次のとおりとする。

- (1) 一の建築物であって、その建築物内の小売業（飲食店を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- (2) 前号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上（同一敷地内に2以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第2号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上）の建築物

(3) その他市長が指定した多量排出事業者の建築物

[5] [6]

2 特定事業者は、条例第12条第1項に規定する減量化等計画書を毎年6月末日までに提出しなければならない。減量化等計画書に変更があった場合は、変更後速やかに提出しなければならない。

3 条例第12条第2項に規定する廃棄物管理責任者は、当該建築物の占有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者でなければならない。

4 特定事業者は、廃棄物管理責任者を選任又は変更した場合は、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

（多量の一般廃棄物の基準）

**第9条** 条例第13条に規定する多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者は、粗大ごみ等多量の事業系一般廃棄物の排出者であって一時に10キログラム以上を排出するものとする。[5]

（動物の死体）

**第10条** 条例第16条に規定する規則で定める動物は、所有者又は占有者のいる猫、犬その他の動物とする。[5]

（特定再生資源） [13]

**第10条の2** 条例第17条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 古紙

(2) 衣類

(3) 鋼製又はアルミニウム製の缶

(4) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等

(5) フライパン、鍋その他の主として金属を使用した製品（前2号に掲げるものを除く。）

(6) ガラス製の瓶

(7) ポリエチレンテレフタレート製の容器

[13]

（ごみ量の認定）

**第11条** 条例別表第1及び別表第2に規定する可燃ごみ、不燃及び粗大ごみの搬入重量の認定は、廃棄物処理施設に搬入するときに計量して行う。[5] [11]

2 し尿の量の認定は、収集の際に、動物の死体の量の認定は、条例第16条の規定による届け出の際に行う。[5]

（一般廃棄物処理手数料の額） [1]

**第12条** 条例別表第1粗大ごみの部に規定する規則で定める額は、[別表第1](#)のとおりとする。

[1] [5]

2 条例別表第1家電ごみの部に規定する規則で定める額は、[別表第2](#)のとおりとする。[7]

（一般廃棄物処理手数料等の徴収） [1]

**第13条** 条例第18条第3項に規定する手数料及び費用の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理手数料及び処理費用は、当該廃棄物を廃棄物処理施設に搬入する際に、搬入しようとする者が納付しなければならない。ただし、市長が特に後納することが適当であると認めるときは、この限りでない。

(2) 前号の規定にかかわらず、粗大ごみ（生活系一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬及び処分を受けようとする者は、住所、氏名、当該粗大ごみの品目等を告げて申し込み、当該粗大

ごみを排出する際に粗大ごみ処理券により手数料を納付しなければならない。

(3) し尿のくみ取りを受けようとする者は、世帯主又は事業所名、住所又は事業所所在地、便所の使用状況、申込み種別、申込み理由及び付近見取図を記載したし尿処理申込書により申し込み、くみ取りの際に、し尿処理券により手数料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたものは、手数料を後納することができる。

(4) し尿の終末処理を受けようとする者は、搬入するときに条例別表第1に定める手数料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたものは、手数料を後納することができる。

(5) 動物の死体の処理を受けようとする者は、条例別表第1に定める手数料を添え、市長に申し込まなければならない。

(6) 前各号により納付された手数料及び費用は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

[1] [5] [11] [14]

2 条例第18条第4項の規定により手数料及び費用を減免することのできる場合は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)によって保護を受けている者が排出した廃棄物を搬入する場合で、市長が特別の理由があると認めるとき。

(2) 第6条第2号に規定する廃棄物を搬入するとき。

(3) 天災その他市長が特別の理由があると認めるとき。

[11]

[14]

(雑則) [14]

**第14条** この規則に定めるもののほか、条例第21条第2項に規定する立入調査員証その他の書類の様式その他条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。[1] [5] [14]

## 付 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 西宮市廃棄物処理および清掃規則(昭和47年西宮市規則第8号。以下「廃止規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行前に廃止規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

(推進員の任期の特例) [6]

4 平成12年6月1日から平成13年5月31日までの間に委嘱する推進員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、同年5月31日までとする。

[6]

([10] [11])

**付 則**(平成9年2月24日西宮市規則第35号[1])

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

**付 則**(平成10年3月20日西宮市規則第46号[2])

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**(平成10年7月15日西宮市規則第14号[3])

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**(平成10年7月31日西宮市規則第19号[4])

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

**付 則**（平成12年3月31日西宮市規則第81号〔5〕）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**付 則**（平成12年6月1日西宮市規則第7号〔6〕）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

**付 則**（平成12年12月27日西宮市規則第35号〔7〕）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**付 則**（平成16年3月31日西宮市規則第91号〔8〕）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**付 則**（平成17年3月31日西宮市規則第35号〔9〕）

- 1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に申込みがなされた家電ごみ処理手数料の額について適用する。

**付 則**（平成18年3月30日西宮市規則第52号〔10〕）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**付 則**（平成19年6月14日西宮市規則第6号〔11〕）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

**付 則**（平成21年3月12日西宮市規則第53号〔12〕）

- 1 この規則は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に申込みがなされた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前に申込みがなされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

**付 則**（平成29年7月13日西宮市規則第8号〔13〕）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

**付 則**（令和4年3月15日西宮市規則第56号〔14〕）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

### 別表第1（第12条関係）

〔1〕〔3〕〔5〕〔7〕〔8〕〔9〕〔12〕

品目名	金額
電動ベッド（介護ベッド）	3,600円
電動車いす	
高齢者用電動カート	
その他重量・かさ・処理困難度が上記と同等の品目	
電動三輪自転車（回転ペダル式）	2,400円
その他重量・かさ・処理困難度が上記と同等の品目	
ソファベッド	1,800円
三輪自転車／電動自転車	
その他重量・かさ・処理困難度が上記と同等の品目	
敷物大（8畳以上）	1,200円
とうの敷物大（8畳以上）	
人工芝大（長さ9メートル超）	

ベッドマットレス（スプリング入り）	
自転車大人用	
健康器具（ランニングマシン）	
あんま機（いす型）	
その他重量・かさ・処理困難度が上記と同等の品目	
応接いす（2人掛以上）	900円
洋服タンス大（幅0.9メートル超）	
和タンス大（幅0.9メートル超）	
食器棚大（幅0.9メートル超）	
スチールロッカー	
ベッド大（セミダブル以上）	
二段ベッド	
給湯器	
電子オルガン	
オルガン	
ブランコ	
物置大（解体済み・1畳以下）	
その他重量・かさ・処理困難度が上記と同等の品目	
冷風機（冷風扇）	
ガス・石油ファンヒーター	
電気カーペット	
応接いす（一人掛）	
回転いす	
とういす	
机/パソコンラック	
ライティングデスク	
座敷テーブル大(長さ1メートル以上)	
食卓テーブル	
洋服タンス小（幅0.9メートル以下）	
和タンス小（幅0.9メートル以下）	
押入収納ケース大（3段以上）	
整理タンス	
ベビータンス	
ロッカータンス	
仏壇（解体済みに限る。）	
本箱大（床置き型）	
食器棚小（幅0.9メートル以下）	
キッチンストッカー	
飾り棚	
サイドボード	

鏡台（いすは除く。）	
とう製収納ボックス	
ステレオラック	
ハンガーラック（解体済み）	
ファンシーケース	
敷物中（3畳超え8畳未満）	
とうの敷物小（8畳未満）	
ゴザ大（8畳以上）	
人工芝小（長さ9メートル以下）	
よしず	
アコーディオンカーテン	
ブラインド（2本まで）	
ベッド小（シングル、2段ベッドの半分）	
ベビーベッド	
ボンボンベッド	
レンジフード	
調理台	
流し台	
ステレオ（旧一体型）	
自転車子供用	
運搬用一輪車	
草刈機（エンジン付）	
健康器具（ぶらさがり・サイクリングマシーン）	
すべり台	
製図机	
物干し台	
洗面化粧台	
げた箱	
畳	
物置小（解体済み・半畳以下）	
衣類乾燥機の台	
車いす	
ミシン大（足踏み型）	
ヘアドライヤー大（ドーム型）	
電気スタンド（床置き型）	
ひな人形（棚を含む。）	
ペット小屋大（幅1メートル以上）	
その他重量・かさ・処理困難度が上記と同等の品目	
座敷テーブル小（長さ1メートル未満）	300円
応接テーブル小（長さ1メートル未満）	

電気スタンド小（卓上型）
電気こたつ（天板を含む。）
ミニコンポ（スピーカー付）
ミシン小（卓上型）
敷物小（3畳以下・センターラグ等）
ゴザ小（8畳未満）
すだれ（2本まで）
座布団／枕／クッション（計5枚まで）
いす／座いす／パイプいす／ラブチェア
本箱小（卓上型・学習机から分離したもの）
押入収納ケース小（2段以下）
衣装箱（2個まで）
パイプハンガー（解体済み）
布団（2枚まで）
夏布団／毛布（計4枚まで）
マットレス（2枚まで）
ベビーラック
プランター（3個まで）
木製板（2枚まで）
物干しざお（3本まで）
釣りざお（10本まで）
建具（障子・ふすま・網戸・アルミサッシ）
ペット小屋小（幅1メートル未満）
その他重量・かさ・処理困難度が上記と同等の品目

**別表第2**（第12条関係）

[7] [8] [9] [12]

品目名	金額
冷蔵庫・電気冷凍庫大（250リットル以上）	7,500円
冷蔵庫・電気冷凍庫小（250リットル未満）	4,500円
洗濯機・衣類乾燥機	
エアコン	4,200円
テレビ	

[14]